

静岡県立東部特別支援学校における
「いじめの防止等のための基本的な方針」



令和 8 年度改訂

静岡県立東部特別支援学校

1 いじめの防止等の基本的な考え方

本校は、静岡県東部地区の肢体不自由教育を担う特別支援学校として、教育目標「元気にたくましく 豊かな人」を掲げ、学ぶ喜びのある学校、安心と信頼のある学校、地域に貢献する学校づくりに取り組んでいる。

子どもたちの笑顔と輝きがあふれる学校、それが本校の願いである。

社会からいじめをなくすためには、人権教育を推進することが必要である。静岡県教育委員会の人権教育の基本構想「自他の人権を大切にする態度や行動力の育成」の重点として、

- ①人権教育に対する正しい理解を深めること
- ②人権感覚を高めること
- ③自己肯定感を高めること

が挙げられている。本校では人権教育を推進することで、いじめを未然に防止する取組を行う。人権教育の中で、いじめについての基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、児童生徒、保護者、地域、学校が連携・協力して取り組む「東部特別支援学校 いじめの防止等のための基本的な方針」を策定した。

本方針は、平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法第13条に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針(平成30. 3. 1. 改定)」を参考にして、いじめの防止等に対して学校が果たすべき役割を定めたものである。

本方針は本校ホームページで公表するとともに、必ず入学時、各年度開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。また、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、見直しを行う。

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・ 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることがあるので、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することが大切である。

特定の教職員のみによるものでなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ等の防止対策委員会）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが大切である。

（２） いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものであり、とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。加えて、いじめの現場では、周囲ではやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするなどの行為も確認されている。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じる。

（３） 基本的な考え方

いじめはどのような理由があろうとも、絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりえることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められる。

いじめられた子どもは心身ともに傷ついており、その大きさや深さは本人でなければ実感できない。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づき、理解しようとするのが大切である。

いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さが増し、その対応が難しくなるため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係を作り上げていくことが求められている。社会全体の中で、健やかでたくましい子どもを育てていくために「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、家庭、地域、学校など社会総がかりでいじめの未然防止に取り組む。

ア いじめの未然防止

子どもは家庭や学校生活の中で、ありのままの自分を受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深めて、よりよい人間関係を作り上げていく。この育ちにおいて、自分と他人を大切に思う気持ちを高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権意識）をじっくり育て、健やかでたくましい心を育むことがいじめ防止につながる。

そのためには、家庭、地域、学校が連携して、役割を自覚して、責任を遂行することで子ども自身の自立を目指すことが大切である。一人一人の発達に合わせて子どもを理解し、思いを受け止める、その子の良さや可能性を認め引き出す姿勢をもち、子どもとの信頼関係を作り上げていくことが、自分と他人を大切に思う気持ちを高め、よりよい自分を目指していこうとする成長を支える。そして、周囲の大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさを学び、社会の一員として自立していく。

いじめの未然防止のためには、児童生徒の自己有用感をもとに、規範意識や人権意識（互いを尊重しようとする感覚）を育むことが大切である。そのために学校は児童生徒との信頼関係をつくり、児童生徒同士の望ましい人間関係づくり、どの児童生徒にとっても安

心して自分を表現できる集団づくりに努める。

※自己有用感・・・単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることでできる自己の有用性のこと。他者から認めてもらっていると感じられた子どもは、相手をおとしめて自分の存在を相対的に高めるといった必要がないため、いたずらに他者を否定することも攻撃することも減る。さらに相手のことも認めることができるようになる。すべての児童生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながる。

イ 早期発見

いじめの早期発見には、児童生徒のわずかな変化を見落とさず、学校、家庭、地域の連携により、さまざまな手段で児童生徒を見守り、いじめにつながるサインを見つけていくことが必要である。また、いじめにかかわる事柄を相談できる体制を周知し、児童生徒、保護者、地域からの訴えを親身になって受け止め、速やかに対応する。また、毎日の連絡帳を始めとした連絡体制や個別面談、定期的なアンケート調査などにより、何重にも早期発見できる取組を継続する。

ウ 早期対応

いじめが発見されたり、通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まずに、保護者や地域と状況に応じて連携し、速やかに組織的に対応する。対応にあたっては、いじめを受けた児童生徒を「守る」ことを一番とした支援や周囲の子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して対応する。その際、状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関、専門機関との連携を図る。

2 いじめの防止等のための本校の取組

(1) 組織の設置

ア いじめの防止等の対策委員会

いじめの防止等については全教職員を挙げて対応するが、「いじめ防止対策推進法第13条」に基づき、その中核となる組織として校内に「いじめの防止等対策委員会」（以下、「委員会」）を設置する。なお、本校においては、「人権教育委員会」を母体組織として位置づけ、人権教育を推進することでいじめの防止等に取り組むこととする。委員会は「人権教育（いじめ防止）年間計画」を作成する。

イ 委員会の構成員

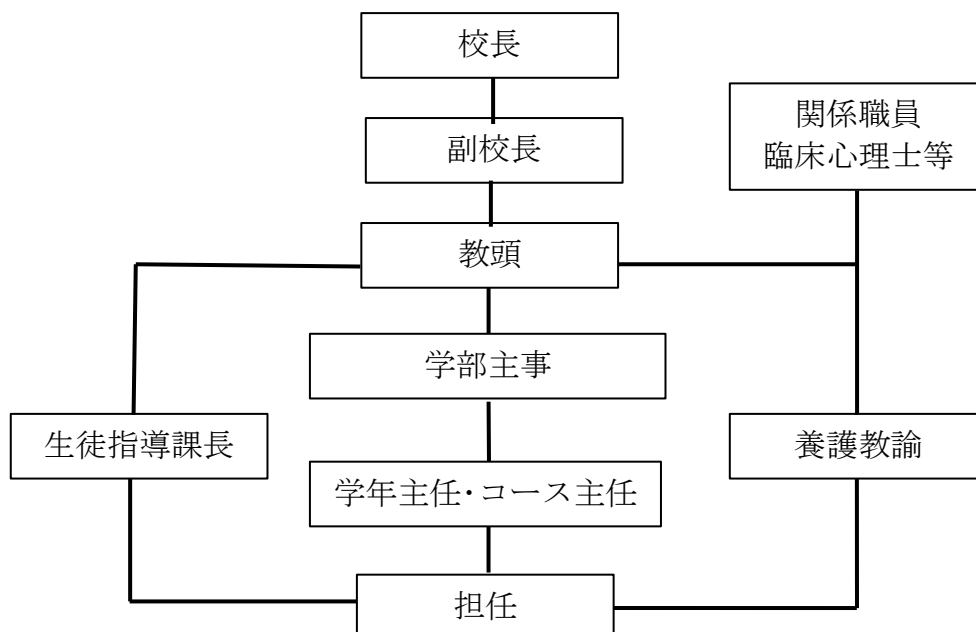
校長 副校長 教頭 学部主事 生徒指導課長 学年主任とし、必要に応じて学級担任や関係職員、養護教諭、臨床心理士等の外部専門家が参加する。

ウ 委員会の業務内容

委員は定期的な打ち合わせによって、いじめに関する情報の収集、記録・共有や対策についての企画・運営を行うほか、いじめの相談や通報の窓口を担う。また、いじめやいじめが疑われる行為が発見された場合、その対応に当たる。加えて、対策の進捗状況の確認

と検証を随時実施する。なお、日々の児童生徒の様子については、企画会において学部主事から報告を随時挙げていく。「人権教育（いじめ防止）年間計画」を参照。

エ いじめの防止等対策委員会 組織図



(2) いじめの防止

ア 児童生徒との信頼づくり

児童生徒理解を基盤に、一人一人の思いや表現を受け止め、一人一人の良さや可能性を最大限引き出すとともに、どの児童生徒にも公平に接する。

教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを誘発したりするようなきっかけとなったりすることがないように、指導のあり方や教職員の「人権意職」を高める。毎月実施する教職員間の「人権ミーティング」を活用する。

イ 個別の教育支援計画、個別の指導計画による指導体制

個別の教育支援計画、個別の指導計画をもとに、一人一人の重点目標達成に向けて、細やかな指導を継続していく。その中で、すべての児童生徒が授業に主体的に参加し、授業場面で活躍できる「分かる、できる」授業づくり、キャリア発達の視点に立った授業づくりに取り組み、公開授業、授業評価を通して、授業改善を図る。その結果、児童生徒の「生きる力」を育み、課題に対して最後まであきらめずに取り組む力を育成していく。

ウ 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基盤や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。年間指導計画において、道徳教育の位置づけを明確にするとともに、自立活動等と関連して計画的な指導を実施する。

エ 情報モラル教育の推進

携帯電話やインターネット等の使い方やマナーについて、計画的に指導する。

SNS等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、犯罪行為であることを伝えるとともに、被害にあった場合の対処法を指導する。家庭との連絡、連携を密に行う。

オ 児童生徒の人間関係づくり

授業、HR活動、学校行事を通じて共感的で自他理解を深める機会を設け、児童生徒にとって安心して自分を表現できる集団づくりに努める。運動会や学習発表会地域交流を積極的に活用していく。

ソーシャルスキルトレーニングやエンカウンターなど、コミュニケーションや人間関係づくりの基礎となる力の育成に向けた指導を計画的に実施する。また、「命を守る」指導として、清潔指導や安全指導等、保健指導の充実を図る。

学校全体の「縦割り活動」や児童生徒会活動、集会活動などの場面において、児童生徒が自主的に取り組む過程で自己肯定感を高めていき、よりよい人間関係を築いたり、いじめについて考えたりしながら、人権感覚を高めていけるように支援する。

カ 保護者との連携

保護者との日々の連絡や、保護者宛の通知、PTA活動を通して、保護者のいじめをはじめとした人権意識への理解を促すとともに、いじめ等に関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談することを、相談窓口(相談員)とともに周知する。何よりも、担任との信頼関係を第一に日々の連携を大切にしていく。

キ 教職員研修

教職員研修計画の下、人権教育研修を主としたいじめへの理解と防止等を図るための研修会を実施する。また、学部研修等を活用して、児童生徒理解や支援方法にかかわる研修を計画的に進める。「教職員人権チェックリスト」(静岡県)を活用して、自身の意識を確認する。

(3) いじめの早期発見

ア 児童生徒の実態把握

学部・学年、養護教諭等が児童生徒に対する日常的な観察を基盤にして、個別面談、保護者との連携により、児童生徒のささいな変化について情報交換を共有し、いじめの早期発見に努める。その際、保健日誌や企画会を活用した情報報告体制を周知する。

また、児童生徒に対して年2回「学校生活アンケート」(7、12月)を実施する。

イ 相談体制の整備

児童生徒、保護者が担任、学年主任、学校相談員(副校長、教頭、学部主事、養護教諭)等、多様な窓口気軽に相談できることを周知する。(HR活動、通知文、懇談会、PTA総会等)

ウ いじめの相談窓口と体制

いじめの相談や通報の窓口は、担任、又は、教頭とする。保護者に対しては、担任が面談を通して相談を行うことに加え、養護教諭やスクールカウンセラーなど担任以外の職員や他機関とも相談できるという情報を紙面やHPなどを利用し発信していく。児童生徒に対しても同様に相談や通報の窓口が開かれており、自身で発信しにくく会話が不得手であるなどの場合は、個別に相談の場を持つ等で対応していく。相談者が心を打ち明けて安心して話せる人的環境があることを周知しておくことで、いじめがより発見しやすく、より早期に対応できるようにしていく。

(4) いじめに対する措置 いじめ緊急マニュアル(別紙1)

ア 事実確認

いじめの相談を受けたり、児童生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、企画会で確認すると共に、委員会に報告をする。いじめとして対応すべきか否かの判断は委員会が行う。委員会は関係者から聞き取りによる事実確認を行う。その際個人ではなく組織として行動する。また、保護者と連携して、いじめを受けている児童生徒やいじめについて報告した児童生徒の立場を守ることに十分配慮する。「問題等における児童生徒指導記録表」(別紙3)を作成し、事態の経緯を記録する。

イ 関係者への指導・支援

いじめが確認された場合は、すぐにやめさせて、再発防止のために、委員会を中心に、必要に応じて臨床心理士等の専門家の協力を得て、具体的な対応方針や指導計画等を作成し、校長の承認を得て、静岡県教育委員会に報告をする。

いじめを受けた児童生徒に対しては、信頼できる人(親しい友人や教員、保護者等)と連携し、「絶対に守る」という学校の意思を伝え、児童生徒の意向をくみながら、心のケアや登下校、休み時間の見守りなど安全確認を行う。

いじめを行った児童生徒については、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所で学習を行うなど、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにする。その上で、再発防止のために、委員会を中心に支援計画を作成して、いじめはいかなる事情があっても決して許されるものではないことを明確に伝え、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行う。必要に応じて臨床心理士等の専門家の協力を得るなどして、いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に指導や支援を行う。

教育上必要があると認められる場合には、人格の成長を促すために懲戒を加えることができるものではあるが、慎重かつ適切に行うようにする。周囲の児童生徒については、はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめているのと同じということを理解させ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせるという勇気をもつように指導する。いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒の保護者双方に、直ちに事実を伝え、指導方針と具体的な方策を提示して、再発防止への協力を依頼する。「問題等における児童生徒指導記録表」(別紙2)をもとに正確な情報を共有できるようにする。問題の解決後も保護者と連携しながら経過観察を継続し、委員会を招集して問題の再確認と事後指導の評価を行い、追加支援策を計画実行する。また、個別の教育支援計画や個別の指導計画をもとに、指導の引き継ぎを確実に行う。

(5) 関係機関等との連携

日頃から地域警察や相談機関、医療機関等との協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認められた場合には、教育委員会の指導のもと、警察に相談し、連携して対応する。また、児童生徒の生命や身体、財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに警察へ通報するなど適切な援助を求める。

(6) ネットいじめへの対応

インターネット掲示板等への誹謗・中傷については、被害の拡大を防ぐために書き込み削除を迅速に行い、書き込みを行った児童生徒への情報モラルの指導を実施する。その上で保護者と連携して今後の使用方法について確認する。

(7) 年間取り組み計画（人権教育年間計画 別紙3）

いじめの未然防止、早期発見の考えに基づき、いじめの防止等の取り組みを年間通して計画的に行えるよう、別紙2のとおりに取り組計画を定める。

3 重大事態への対処 重大事態への緊急対応マニュアル(別紙4)

重大事態が起こった場合には、管理職の指揮・統制のもと、全職員で迅速・的確に対応する。

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自殺を企画した場合。
- ・精神性の疾患を発症した場合。
- ・身体に重大な傷害を負った場合。
- ・金銭を奪い取られた場合等である。

また、欠席の原因がいじめと疑われ、児童生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき、あるいは、いじめが原因で児童生徒が一定期間連続して欠席しているときや、児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときも重大事態と定義する。

(2) 教育委員会への報告

重大事態が発生した場合には、速やかに県教育委員会に報告するとともに、関連機関への支援を要請する。（「臨床心理士派遣要請」「CRT派遣要請等」）また県教育委員会の判断のもと、その旨を知事に報告する。

※CRT(クライシス レスポンス チーム)静岡県こころの緊急支援チーム

(3) 調査

教育委員会の判断のもと、指導・支援を受けて公立性・中立性を担保できる専門家を加えた調査組織を速やかに設置する。その上で、事態への対処や同種の事態の防止に向けて、

客観的な事実関係を明確にするための調査を行う。この際因果関係の特定を急がないように心がける。

(4) 情報提供

教育委員会の指導・支援のもと、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を適切に提供する。

他の児童生徒及び保護者への情報提供については、保護者説明会等により、正確な情報を迅速・確実に伝え、二次被害を防止する。

(5) 報道対応

個人情報への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように留意する。

いじめ緊急マニュアル

いじめが確認された

○事実関係の明確化

- ・いじめられた児童生徒へ聴き取り調査開始。
- ・児童生徒、教職員に調査実施。
- ・保護者への連絡、聴き取り。

いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか。

いじめを生んだ背景事情、人間関係等の調査。

情報の共有

○各学部主事、生徒指導主事、管理職と情報を共有する。

対応方針の作成

○いじめ防止対策推進委員会の召集

- ・事実関係をもとに、対応方針、指導計画を作成する。

解決に向けた支援と指導

いじめられた
児童生徒への支援

- ・もっとも信頼関係ができて
いる教員が対応し、「最後まで
守る」という意思を伝える。
- ・児童生徒の意向を汲みなが
ら、学校生活のプラン（別室
登校や登下校の方法等）を立てる。
- ・心のケアや登下校、休み時間
などの安全確保を教職員で
分担する。

いじめた
児童生徒への支援

- ・事態の深刻さを認識し、い
かなる事情があっても、いじ
めは許されないことを伝える。
- ・安易な謝罪で済ませず相手の
心の痛みを理解できるように
指導する。
- ・じっくりと考え自らの生き方
に向き合う指導をする。
- ・いじめに至った原因や背景を
踏まえ、継続的に支援や指導
を行う。

周囲の
児童生徒への支援

- ・見て見ぬふりやはやし立てる
などもいじめているのと同じ
だということを指導する。
- ・再発の防止のため、クラス全体
でいじめについて考え、具
体的な手立てを指導する。

- ・保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して、再発防止への協力を要請する。
- ・解決まで、学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告する。

経過観察と再発防止

○いじめ防止対策委員会を再召集

- ・事後指導の評価を行い、追加支援策を検討する。
- ・担任や学年主任は、次の学年や進路先への引き継ぎにも配慮する。
- ・保護者と連携しながら、児童生徒への経過観察を続ける。

対応

令和 8 年度 人権教育（いじめ防止）年間計画

月	対象	活動内容
通年	教職員 児童生徒	・校内人権教育研修（年 1 回） ・各学年または各コースでほほえミーティングを行う（月 1 回実施） ・校外研修（人権に関する研修・生徒指導連絡協議会） ・県教委や外部からの人権に関わる連絡事項から、伝達事項を職員会議や朝・帰りの打ち合わせ、掲示板にて連絡する。資料がある時は必要に応じて回覧する。 ・道徳的授業や日常生活でのマナー・ルールの指導、いじめの把握と対応 ・冊子「人権教育の手引き」の学習例を参考にした授業の実施
4 月	教職員 児童生徒	・「こんなこと気をつけていきましょう」の配布（職員会議で内容を伝達） ・東部いじめの防止等のための基本方針（ホームページに掲載） ・ほほえミーティングの実施内容の説明（職員会議で依頼） ・児童生徒会スローガンの決定 - 児童・生徒会役員を中心に、各学部への伝達、ポスター掲示を行う
5 月	児童生徒	・あいさつ運動（児童・生徒会） - 児童・生徒会役員が中心になり、各学部への伝達、ポスター掲示、児童玄関での挨拶活動を行う ・たてわり集会
6 月	教職員	・第 1 回生徒指導連絡協議会（課長）
7 月	児童生徒 教職員	・がんばったこと発表 ・第 1 回「学校生活に関するアンケート」実施 ・第 1 回教職員人権教育アンケート実施
8 月	教職員	・全体人権教育研修（外部講師を招いて研修を行う）
9 月	児童生徒 教職員	・たてわり集会 ・第 1 回人権教育(いじめ防止)委員会 - 校外人権研修の報告、教職員人権教育アンケート、学校生活アンケートの集約結果報告
10 月	児童生徒	・あいさつ運動（児童・生徒会） - 児童・生徒会役員が中心になり、児童玄関での挨拶活動を行う
11 月	教職員	・第 2 回生徒指導連絡協議会（課長）
12 月	児童生徒 教職員	・がんばったこと発表 ・第 2 回「学校生活に関するアンケート」実施 ・第 2 回教職員人権教育アンケート実施 ・人権週間への取り組み（各学年、コースで人権に関する学習に取り組む）
1 月	教職員	・第 2 回静岡県人権研修に関わる伝達研修（学部開催）
2 月	教職員	・第 2 回人権教育(いじめ防止)委員会 - 校外人権研修の報告、教職員人権教育アンケート、学校生活アンケートの集約結果報告今年度の反省と来年度の取り組みの確認
3 月	児童生徒 教職員	・がんばったこと発表 ・アンケート結果や人権教育(いじめ防止)委員会での活動内容を取りまとめ、次年度への引継ぎ事項を作成する。

重大事態への緊急対応マニュアル

重大事態発生

正確情報を迅速・正確に伝える

- ・ 児童生徒が自殺を企画した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金銭を奪い取られた場合
- ・ 欠席原因がいじめと疑われ、相当の期間学校を欠席している
- ・ いじめが原因で児童生徒が一定期間連続して欠席している
- ・ 保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時 等

校長、副校長、教頭、学部主事

○県教育委員会への報告

- ・ 速やかに報告し、関連機関への支援を求める。
(臨床心理士、CRT 派遣要請等)

○地域の関連機関等との連携を図る

- ・ 警察署→三島警察署生活安全課
- ・ 児童相談所→沼津市児童相談所
- ・ 民生委員 (相談や助言、情報依頼等)

○調査

- ・ 調査組織を直ちに設置する。(専門家等も交える)
- ・ 多方面からの情報収集により、全体像を把握する。

○児童生徒、保護者への正確な情報伝達

個人情報や人権に十分配慮し、事件・事故についての事実を公開していく姿勢で対応する。伝えられない場合は、その旨を説明し、理解を求める。

- ・ 児童生徒への説明の内容や方法を検討し、対応する。
- ・ 保護者への説明の方法や内容を検討し、場合によっては説明会を開き、二次被害を防止する。

○報道対応

- ・ 取材要請があった場合、教育委員会と連携し窓口を一本化する。
- ・ 取材に関しての校内への立ち入りや取材場所等に留意することを依頼する。

二次被害の予防